

アセットマネジメント One における調達に関する考え方とご理解ご協力の依頼

アセットマネジメントOne

アセットマネジメント One の事業活動は、情報システムや事務用品、外部業務委託等、物品・サービスのサプライヤーのみなさまの協力により支えられています。

アセットマネジメント One は、以下の調達活動における基本的な考え方に基づき、責任ある調達活動と調達の最適化を進め、企業価値向上を図るとともに、持続可能な社会の実現を目指します。

【調達活動における基本的な考え方】

(サプライヤーの公平・公正な決定)

- ・ 私たちは、品質、サービス内容などの利便性、価格、信頼性、法令等の遵守状況、情報管理体制、人権の尊重、環境への配慮の取り組み等を踏まえ、公平・公正にサプライヤーを決定します。

(法令・社会的規範の遵守)

- ・ あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、常に社会的規範を念頭に置いて、高い自己規律のもとに調達活動を行います。
- ・ サプライヤーとは、健全かつ透明な関係を保ちます。そのため、サプライヤーとの間で、社会的規範に反するような接待や贈答の授受は行いません。

(人権の尊重・環境への配慮)

- ・ 調達活動における人権の尊重と、環境負荷低減に取り組みます。
- ・ サプライヤーに対しても、事業活動における人権の尊重や環境への配慮を促すよう努めます。

調達活動を通じ、アセットマネジメント One とサプライヤーのみなさまが、ともに持続可能な社会の発展に貢献し、ビジネスパートナーとして相互発展することを目指すため、アセットマネジメント One の人権方針・環境方針をご理解いただくとともに、以下に定める「アセットマネジメント One のサプライヤーの行動指針」への理解とご協力をお願いいたします。

【サプライヤーのみなさまに対する期待事項（アセットマネジメント One のサプライヤーの行動指針）】

（法令・社会的規範の遵守）

- ・ あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、誠実かつ公正な企業活動を遂行すること。

（情報管理）

- ・ 個人情報の保護に関する法律および関係法令に基づき、事業活動を通じて取得した情報を厳格に管理すること。

（人権の尊重）

- ・ 事業活動が人権に対して影響を及ぼす可能性があることを認識し、国際規範（*）を参照し、人権を尊重して企業活動を行うよう努めること。
 - 従業員の基本的な人権を尊重すること
 - 従業員に、安全で働きやすい職場を提供すること
 - 差別待遇、児童労働や強制労働を行わないこと
 - 法令に基づき自由に結社するまたは結社しない権利や団体交渉の権利を尊重すること
 - 多様な人材の成長と活躍の実現に向け、ダイバーシティ&インクルージョンを推進すること
 - 差別・ハラスメントの撲滅に積極的に取り組むこと
- ・ 強制労働・児童労働・人身取引を事業及びバリューチェーンから排除することを目指すというアセットマネジメント One の人権方針を理解し、自社およびそのサプライヤーが強制労働・児童労働・人身取引に加担（関与）しないよう十分な配慮・対応を行うこと。

（*）国際人権章典、「労働における基本的原則および権利に関する国際労働機関宣言」、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」等

(環境への配慮)

- ・ 事業活動における持続可能なエネルギー・資源の利用、環境汚染の防止・予防、グリーン調達等の取り組みを実施し、環境負荷低減に努めること。
 - － 資源やエネルギーの使用を抑制すること
 - － 低炭素・脱炭素エネルギーの使用や温室効果ガスの削減に取り組むこと
 - － 廃棄物の削減や、再利用・再生使用により資源を有効に利用すること
 - － 環境や人に影響を与える物質の使用や排出を抑制すること
 - － 森林などの天然資源を枯渇しないように利用すること
 - － 生物多様性や生態系への影響がある原材料等の使用を行わないこと

人権方針

アセットマネジメント One

1. 序章

人権方針の位置づけ

アセットマネジメント One は、お客さまにいちばん信頼される資産運用会社を目指します。

アセットマネジメント One が、お客さまの資産形成のパートナーとして、資産運用を通じ持続可能な経済・社会とお客さまのしあわせに貢献し、お客さまへのフィデューシャリー・デューティーを全うするためには、社会の期待に沿った活動が求められます。

アセットマネジメント One は、私たちの事業活動が人権に対して影響を及ぼす可能性があることを認識しています。

アセットマネジメント One は、「アセットマネジメント One の企業行動規範」において、国際的に認められた人権を尊重して行動することを約束します。

この人権方針は、グローバルに展開する事業のバリューチェーンを通じて、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に従い人権を尊重する責任を果たすため、どのように行動するか具体的に示したものです。

人権方針の適用範囲

人権方針は、アセットマネジメント One のグループ会社すべての役員および社員に適用されます。

アセットマネジメント One は、私たちの信念をお客さまやサプライヤーをはじめとするビジネスパートナーと共有し、同様の人権への尊重を期待します。

2. 国際的な基準

アセットマネジメント One は、事業活動を行う地域で適用される法律を遵守するとともに、人権に関しては、「国際人権章典」や「労働における基本的原則および権利に関する国際労働機関宣言」、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」を基本として取り組みます。

国際的に認められた基準と各地域における法律の間に差異がある場合には、より高い基準を遵守します。国際的に認められた基準と各地域の法律に矛盾がある場合には、国際的な人権の原則を尊重するための方法を追求します。

アセットマネジメント One は、社会的責任の手引きである ISO26000 を尊重します。

3.ガバナンス

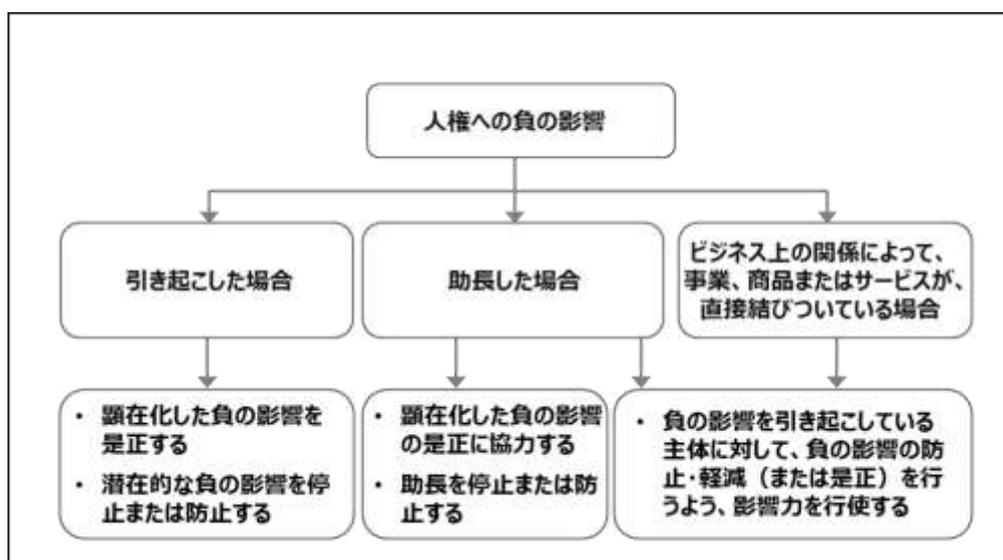
アセットマネジメント One では、人権尊重の取り組みは、経営会議等の執行での議論を経て取締役会に定期的に報告されます。

人権方針の制改定は、経営会議での審議を経て、取締役会で決議されます。

4.人権デューデリジェンス

アセットマネジメント One は、事業活動が与え得る人権への負の影響を防止または軽減するために、「責任ある企業行動のための OECD デュー・デリジェンス・ガイダンス」等を参照し、継続して既存の手法に人権の視点を組み込んでいくとともに、①人権への負の影響の特定と評価、②人権への負の影響の予防と軽減、③ ①・②の実施状況や結果のモニタリング、④ステークホルダーとのコミュニケーションを行い、適切な人権デューデリジェンスを行うよう努めます。

アセットマネジメント One は、人権デューデリジェンスを通じて、事業活動が与え得る人権への負の影響の防止・軽減に取り組めますが、最善の方針や方法をもって、予見していなかった、または防ぎ得なかった人権への負の影響を引き起こす、または負の影響を助長する可能性があります。その場合は、以下の考え方を参照し、負の影響に対処するよう努めます。



国連「ビジネスと人権に関する指導原則」を踏まえて、アセットマネジメント One は、正当なプロセスを通じた人権への負の影響の是正に協力し、合理的かつ適切な場合には、私たちの影響力を行使して、アセットマネジメント One のお客さまやサプライヤー等が負の影響を防止または軽減することを奨励するよう努めます。

強制労働・児童労働・人身取引に対する姿勢

アセットマネジメント One は、強制労働、児童労働、人身取引を事業及びバリューチェーンから排除することを目指し、人権デューデリジェンスを強化するよう努めます。

5. 社員に対して

アセットマネジメント One は、全社員の尊厳と基本的人権を尊重し行動します。

アセットマネジメント One は、全社員が安全で働きやすい職場を責任を持って提供することを最優先に考えます。

アセットマネジメント One は、差別待遇の禁止、児童労働や強制労働の禁止、結社の自由と団体交渉権を含む「労働における基本的原則および権利に関する国際労働機関宣言」などの原則に従います。

アセットマネジメント One は、どの社員に対しても平等に働く機会を与え、ダイバーシティ&インクルージョンを推進するとともに、多様な「学び」と「挑戦」の機会を提供します。

アセットマネジメント One は、性別、国籍、出身地、人種、年齢、民族、宗教、政治的信条、労働組合への加盟有無、障がいの有無、性的指向、性自認、社会的身分、妊娠、婚姻関係、健康状態等を含め、いかなる理由をもってしても差別やハラスメントを容認しません。

アセットマネジメント One は、全社員が心身ともに「健康」であることが必要不可欠であると考えており、社員の健康保持・増進に努めます。また、社員が仕事を通じて人生を豊かにしていくことを支援します。

アセットマネジメント One は、より良い労働環境を築くために、社員が相談できる窓口を設置し、社員との対話を大切にします。

アセットマネジメント One は、社員が抱える問題や苦情への対応にあたり、公平性を維持しながら社員の権利を守る態勢を整えるべく、あらゆる努力を続けます。

アセットマネジメント One は、人権啓発推進委員会を設置し、自他の権利の尊重について社員一人ひとりの人権意識を高め、能力強化（キャパシティビルディング）に取り組めます。

6. お客様に対して

アセットマネジメント One は、金融サービスを提供する企業として、私たちの業務がどの分野においても人権への負の影響を助長する、もしくはそれらに関係する可能性があることを認識しています。

アセットマネジメント One は、事業活動を通して与え得る人権への負の影響に関して、必要に応じ私たちの持つ影響力を行使し、防止または軽減するためのデューデリジェンスを行うよう努めます。

情報管理

アセットマネジメント One は、情報資産の適切な保護と利用を目的とする情報管理が、重要な経営課題であると認識しています。

アセットマネジメント One は、お客様の情報をはじめとした情報資産に関する各種安全管理措置・管理方法等を明確化するとともに、役員および社員への教育・啓発を行い、情報管理態勢を強化し、お客様のプライバシー保護・尊重に努めます。

マネー・ローンダリング等防止

アセットマネジメント One は、商品やサービスがマネー・ローンダリングやテロ資金等に利用されることで、結果として、人権への負の影響につながるリスクがあることを認識し、アセットマネジメント One 自身やお客様、役員および社員等が、マネー・ローンダリング等に関与すること、また巻き込まれることの防止に努め、金融システムの健全な維持・発展に寄与します。

責任ある投資

アセットマネジメント One は、責任ある機関投資家として適切にスチュワードシップ責任を果たすため、「『責任ある機関投資家』の諸原則「日本版スチュワードシップ・コード」を受け入れるとともに、「国連責任投資原則（PRI）」にも署名し、ESG 課題に関する投資先企業との対話や運用委託先のモニタリングなど、これらの原則に即した取り組みを推進しています。

7. サプライヤーに対して

アセットマネジメント One の事業活動は、事務用品や情報システム、外部業務委託等、物品・サービスのサプライヤーの協力により支えられています。

アセットマネジメント One は、「調達に関する取組方針」を定め、人権尊重・環境配慮・コンプライアンス・情報管理の観点から、調達に関するアセットマネジメント One の基本的な考え方や、サプライヤーに対する期待事項（サプライヤーの行動指針）を明確化し、責任ある調達を推進します。

アセットマネジメント One は、主要なサプライヤーに対し、本取組方針への理解を求めるとともに、私たちと同様の人権尊重を促すよう努めます。また、一部のサプライヤーに対し、毎年人権に関する事項を評価する手続を定め、状況に応じて適切な措置を講じます。

8. コミュニケーション

アセットマネジメント One は、人権に関する相談や苦情を受け付ける適切な体制作りを継続して取り組みます。

アセットマネジメント One はステークホルダーとのエンゲージメント（建設的な対話）を重視し、透明性の確保と責任ある対応に努めます。本方針の策定とその実施に関しては、ステークホルダーから様々な助言を受けています。今後もステークホルダーから助言をいただき、必要に応じて本方針に反映させていきます。

環境方針

アセットマネジメントOne

1. 環境方針の位置づけ

アセットマネジメントOneは、「アセットマネジメントOneの企業行動規範」において環境に配慮して行動することを約束しています。この環境方針は、その行動の基盤となる課題認識と具体的な行動を示すものとして取締役会の決議を経て策定しており、アセットマネジメントOne株式会社のグループ会社全てに適用されます。

2. アセットマネジメントOneの課題認識

環境問題は多様化・複雑化し、地球規模での最も重要な課題のひとつです。

私たちの経済・産業・社会は自然資本¹と生態系から享受する様々な便益に支えられており、それらに影響を与える環境問題への取組みは持続可能な社会の実現に向けての人類共通の責務と認識しています。

アセットマネジメントOneは、自らの事業活動が環境に対して直接・間接的に影響を及ぼす可能性があり、気候変動の緩和・適応、生物多様性への保全、循環型社会の形成といった環境への取組みが企業としての存立と活動に必須の要件であることを認識しています。

アセットマネジメントOneは、グローバルかつ長期的な視点で機会とリスクを捉え、資産運用会社としての機能と知見を活かして環境への取組みを積極的に進めることで、企業価値の向上を図り、持続可能な社会の実現を目指します。

3. 事業活動を通じた取組み

アセットマネジメントOneは、ESG 課題に関する投資先企業との対話や、議決権行使等を通じて、責任ある機関投資家として適切にスチュワードシップ責任²を果たします。また、企業等の環境への取組みを促進する金融商品やサービスの開発・提供を積極的に行うことで、環境へのポジティブな影響の拡大とネガティブな影響の回避・低減に努めます。

¹ 自然資本：人々に一連の便益をもたらす再生可能および非再生可能な天然資源（例：植物、動物、空気、水、土、鉱物）のストック

² スチュワードシップ責任：機関投資家が、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づく建設的な「目的を持った対話」（エンゲージメント）などを通じて、当該企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、「顧客・受益者」の中長期的な投資リターンの拡大を図る責任

4. 自社の環境負荷低減に向けた取り組み

アセットマネジメントOneは、自らの事業活動における持続可能なエネルギー・資源の利用、汚染の防止・予防、グリーン調達等に取り組み、環境負荷低減に努めます。

5. ガバナンス・マネジメント体制

アセットマネジメントOneは、環境に関連する法令の遵守にとどまらず、持続可能な社会の実現に資する国内外のイニシアティブを支持し、各国・地域の枠組みと調和した取り組みを推進します。

アセットマネジメントOneは、環境に関連するリスクと機会を戦略に組み込み、適切なマネジメントに努めます。

アセットマネジメントOneは、持続可能な社会の実現に向け、着実な取り組み推進のための体制を整えます。具体的には、環境への取り組み状況等について、定期的に取り締役に報告を行います。また、環境への取り組みに関する指標・目標を設定し、その進捗の定期的な評価・見直しを通じて、継続的な改善を図ります。

グループ会社は、各業態や規模に応じたガバナンス・マネジメント体制のもと、環境への取り組みを実践します。

アセットマネジメントOneは、この環境方針の遵守と着実な推進のため、役員および社員への啓発に努めます。

アセットマネジメントOneは、環境に関する取り組みについて適切かつ積極的な情報開示を行い、透明性の確保に努めます。

6. ステークホルダー・エンゲージメント

アセットマネジメントOneは、お客さま、サプライヤー、地域社会、行政等、多様なステークホルダーとのエンゲージメント（建設的な対話）を重視し、連携や協働を進めます。

7. 個別課題への取組み

■ 気候変動への取組姿勢

アセットマネジメントOneは、気候変動が環境・社会、人々の生活・企業活動にとっての脅威であり、金融市場の安定にも影響を及ぼしうる最も重要なグローバル課題の1つであると認識しています。

一方で、脱炭素社会への移行に必要な、再生可能エネルギー事業をはじめとする気候変動の緩和・適応に資する事業やイノベーションは、アセットマネジメントOneにとって、新たな事業機会をもたらすものであると考えています。

アセットマネジメントOneは、パリ協定の「気候変動の脅威に対する世界全体での対応を強化する」という目的を支持しています。

以上を踏まえ、アセットマネジメントOneは、「気候変動への対応」を経営戦略における重要課題として位置づけ、2050年の脱炭素社会（温室効果ガス排出ネットゼロ）の実現や気候変動に対して強靱な社会の構築に向けて、資産運用会社としての役割を積極的に果たすため、以下の取組みを行います。

パリ協定における世界全体の平均気温上昇を抑制する目標達成に向けた資金の流れをつくり、同目標に整合したファイナンスポートフォリオへと段階的に転換を図っていきます。お客さまごとの課題やニーズに応じ、中長期を見据えて、気候変動対策、脱炭素社会への移行を支援していくため、エンゲージメント（建設的な対話）を積極的に行います。

お客さまの気候変動対策、脱炭素への移行を支援するための金融商品・サービスを積極的に開発・提供します。

気候関連財務情報開示の重要性を認識し、TCFD³提言のフレームワークを活用し、成長機会の取り込みやリスク管理を強化するとともに、進捗状況について透明性ある情報開示を行います。

³ TCFD : Task Force on Climate-Related Financial Disclosures（気候関連財務情報開示タスクフォース）